

電気需給約款 新旧約款対照表

条項	変更前	変更後
5.需給約款の変更 (2) ロ	<p>ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、<u>当社が適当と判断した方法</u>により行い、<u>当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号</u>を記載します。</p>	<p>ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載します。</p>
14.料金	<p>(1) 料金は、以下に定める基本料金、従量料金、予備線料金、予備電源料金および自家発補給料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と、別表に定める料金表により算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、支払期日までにお支払いいただきます。</p>	<p>(1) 料金は、以下に定める基本料金、従量料金、予備線料金、予備電源料金および自家発補給料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と、別表に定める料金表により算定された燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、支払期日までにお支払いいただきます。</p>
19. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限	<p>(2)お客さまの料金の支払期日は、下記のイからニの場合を除き原則として<u>支払義務発生日の翌日から起算して30日目</u>といたします。なお支払期日または支払期限の最終日が金融機関の休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。</p>	<p>(2)お客さまの料金の支払期日は、下記のイからニの場合を除き原則として料金算定日の翌日から起算して30日目といたします。なお支払期日または支払期限の最終日が金融機関の休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。</p>

<p>38.需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う料金の精算</p>	<p>お客さまが契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社が接続供給契約に基づき送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。<u>ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。</u></p>	<p>お客さまが契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社が接続供給契約に基づき送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。 (以下削除)</p>
<p>39.需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う工事費の精算</p>	<p>お客さまが契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社がお客さまに電気を供給するための送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該電力会社から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。<u>ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。</u></p>	<p>お客さまが契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社が接続供給契約に基づき送配電事業者から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。 (以下削除)</p>
<p>X その他 49.お客さま情報の共有 50.守秘義務 51. 準拠法 52.管轄裁判所</p>	<p>新設</p>	<p>49.お客さま情報の共有 当社は、当社が必要と判断した場合、お客さまの電力使用実績等の情報をお客さまの需給契約申込みを媒介または取</p>

		<p>次した販売代理店等と共有することがあります。</p> <p>50. 守秘義務</p> <p>需給契約の締結により知りえた情報について、守秘義務を遵守するものとします。ただし、お客さまおよび当社の業務運営上とくに必要な場合または、行政、司法機関その他正当な法令上の権限を有する官公署から情報開示を要求された場合は、この限りではありません。</p> <p>51. 準拠法</p> <p>この需給約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。</p> <p>52. 管轄裁判所</p> <p>需給契約およびその履行に関する訴訟については、別段の定めをしない限り、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。</p>
--	--	---

別表 2 (1)イ

(1)換算係数「 γ 」の追加にともない、平均燃料価格の算定式を変更。

変更前	変更後
<p>平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta$</p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p>	<p>平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格。</p>

(2)係数の変更

変更前			変更後		
α	β	γ	α	β	γ
0.2410	1.1282	-	0.0065	0.1632	1.1152

別表 2(1) ロ

高圧の基準燃料価格の変更

変更前	変更後
基準燃料価格	基準燃料価格
25,100 円	81,500 円

別表 2(2)

基準単価の変更

変更前		変更後	
高圧	特別高圧	高圧	特別高圧
30 銭 5 厘	29 銭 9 厘	26 銭 3 厘	25 銭 7 厘

別表 3. 離島ユニバーサルサービス調整

沖縄電力が離島ユニバーサル調整を導入するにともない「3. 離島ユニバーサルサービス調整」の項目を新設

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A=各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{離島ユニバーサル} \\ \text{サービス調整単価} \end{array} = (79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,300 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{離島ユニバーサル} \\ \text{サービス調整単価} \end{array} = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{離島ユニバーサル} \\ \text{サービス調整単価} \end{array} = (119,000 \text{ 円} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」といたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間

毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の計量日から 9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の計量日から 10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の計量日から 11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の計量日から 12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の計量日から 翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から 2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から 3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年 の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から 4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年 の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場 合は、翌年の2月29日 までの期間)	翌年の4月の計量日から 5月の計量日の前日までの期間

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

1キロワット時につき	2銭6厘
------------	------

別表4.特定休日

エリア	特定休日
沖縄	1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

以上